

重点目標 番号	重点目標における取組	指標の項目案 ※各取組において指標を1～2個設定予定	指標に対応する基本的施策	県計画の 該当ページ	担当課、担当機関	意見	
重点目標1	①	ギャンブル等依存症の知識に関するリーフレット等の配布、講演会の開催、ホームページ等での情報発信により、県民への知識の普及啓発に取り組みます。	県民向けフォーラム等の参加者数 又は 開催回数	1 発症予防 (1)正しい知識の普及啓発 ①依存症の理解を深めるための普及啓発	16P	障害福祉課	
	②前 段	新たに大学生・社会人となった者に対し、リーフレット等の配布や情報発信により、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に取り組みます。	・大学等へのリーフレット配布 ・大学・新社会人への予防教育の実施	1 発症予防 (1)正しい知識の普及啓発 ④青少年等に対する普及啓発の推進	17P	社会教育課	指標の項目案に「大学・新社会人への予防教育の実施」とあるが、当課では予防教育に関するノウハウがないため、これまでどおりリーフレット等の配布による啓発とさせていただきます。 なお「子供・若者支援強調月間の県大会」でリーフレットの配布の他、当課で実施している青少年を対象とする事業においても、周知啓発を行っていく。 (2つの指標の項目をひとつにまとめ、「大学等へのリーフレット配布を通じた知識の普及啓発」とする。)
	②後 段	また、学校教育では、令和4年度以降の新高等学校学習指導要領の中に、保健体育科の指導内容として、新たにギャンブル等依存症など依存症を含む精神疾患が取り上げられることから、その実施に向け、適切に対応します。	・教職員向け研修の受講者数 又は 開催回数 ・高等学校におけるギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導の実施	1 発症予防 (2)教育の振興等 ①ギャンブル等依存症に関する教員の理解の促進	17P	健康体育課	・実施する研修により対象者や対象人数が、年度により異なるため、受講者数を指標とした評価ができない。この項目の指標としては、開催回数のみとしたい。 ・指導の実施については、案のとおり。 (健康体育課)
	③	ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝、本人・家族申告によるアクセス制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、不適切なギャンブル等への誘引防止に取り組みます。	・ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝の継続実施 ・本人・家族申告によるアクセス制限の継続実施 ・20歳未満の者による投票権購入・利用させない、18歳未満の者によるぱちんこ営業所内への立入及び遊技をさせない取組の継続実施	1 発症予防 (3)不適切なギャンブル等への誘引防止 ①ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝 ②本人・家族申告によるアクセス制限の強化 ③20歳未満の者等の利用の禁止等	18P	公営競技事業者 遊技業協同組合	投票権→投票券に修正してください。(浜名湖競艇企業団) 「20歳未満の者には投票券の購入・利用をさせない」に修正してください。(浜松市公営競技室) 「ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝の継続実施」については、年間を通じ、店舗内のポスター・新聞折込チラシ・インターネット等により行っていることから実績値(現状値)の把握は困難であること並びに広告・宣伝の方法及び回数指定は行うことができないことから指標の項目案から削除願いたい。(静岡県遊技業協同組合) 「18歳未満の者によるぱちんこ営業所内への立入及び遊技をさせない取組の継続実施」については、年間を通じ、店舗出入口等へのポスター等の掲示及び遊技台付近へのシールの貼付、新聞折込チラシ・インターネット広告等への標語の記載により行っていることから実績値(現状値)の把握は困難であること及び既に店舗において複数のポスター掲示等が行われていることから指標の項目案から削除願いたい。(静岡県遊技業協同組合)
重点目標2	①	ギャンブル等依存症である者及びその家族が気軽に相談できる相談機関を設け、県民に広く周知を図るとともに、相談支援者の育成に取り組みます。	・ギャンブル等依存症に関する相談会の開催回数 ・相談支援者向け研修の受講者数 又は 開催回数	2 進行予防 (1)相談支援の充実 ①相談支援体制の充実及び本人・家族への支援 ②相談支援者の育成	20P	障害福祉課 (精神保健福祉センター)	【指標として新規で追加すべき項目】 (指標の項目案) 関係事業者による相談支援の継続実施 《指標に対応する基本的施策》 ④関係事業者による相談支援 (静岡県遊技業協同組合) 【指標の項目案について】 ・相談拠点機関としての精神保健福祉センター主催のギャンブル等依存症に関する相談会の実施回数 ・相談拠点機関としての精神保健福祉センターが地域で依存症問題の支援に従事する支援者向けに実施する研修の受講者数 又は 開催回数 (精神保健福祉センター)
	②	ギャンブル等依存症を治療できる医療機関の更なる充実に努めるとともに、医療従事者に対する研修、医療連携の推進に取り組みます。	・ギャンブル等依存症に係る依存症専門医療機関の選定数 ・医療従事者向け研修の受講者数 又は 開催回数	2 進行予防 (2)ギャンブル等依存症に係る医療の充実等 ①ギャンブル等依存症に係る医療の充実	21P	障害福祉課	
	③	自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等依存症の回復支援に取り組むとともに、生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者に対して、依存症に関する知識の普及啓発に取り組みます。	・生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者における研修の受講者数 又は 開催回数	3 再発予防 (1)社会復帰の支援 ②生活困窮者等への支援 ③就労支援者のギャンブル等依存症に関する知識の向上	23P	障害福祉課 (地域福祉課)	生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援や就労支援を受けている生活困窮者の中には、ギャンブル等依存症により生活困窮に至った方もいることが考えられるため、生活困窮者支援に携わる各種支援員に対して、ギャンブル等依存症に関する知識向上のための研修を開催していただくことについては、必要なものと考えます。 なお、コロナ禍であり、支援員が研修により参加しやすくなるよう、オンラインによる研修の開催についても、御配慮願います。(地域福祉課)
	④	多重債務問題を抱えている者に対して、消費生活センター等の相談窓口の周知に努めるとともに、消費生活相談員等に対して研修を実施することで、ギャンブル等依存症である者を適切な専門機関につなぐ体制を構築します。	・消費生活相談員向け研修の受講者数 又は 開催回数	2 進行予防 (1)相談支援の充実 ③消費生活相談における的確な対応	21P	県民生活課	消費生活相談員向けの研修は「スキルアップ研修」という名称で実施しており、総合計画及び分野別計画(静岡県消費者基本計画)の活動指標とする予定であることから、本計画においても「消費生活相談員のスキルアップ研修受講者数」を指標とさせていただきます。(県民生活課)
	⑤	行政、関係事業者、医療機関及び自助グループ等の関係機関による包括的な連携協力体制を構築するとともに、関係事業者においては、ギャンブル等依存症対策に関する継続的な従業員教育を実施することで、依存症対策の基盤整備を図ります。	・ギャンブル等依存症対策の関係機関による連絡協議会の開催回数 ・関係事業者における従業員向け研修の受講者数 又は 開催回数	5 基盤整備 (1)依存症対策の体制整備 ①包括的な連携協力体制の構築 ②関係事業者における体制整備	26P	障害福祉課 公営競技事業者 遊技業協同組合	